和歌山市民図書館団体貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山市民図書館(以下、「当館」という。)が団体貸出を実施するにあたり、必要な事項を定め、もって図書館利用の増進を図ることを目的とする。

(登録)

- 第2条 団体貸出を希望する団体は、和歌山市民図書館団体貸出利用案内(別紙1)に記載の「和歌山市民図書館団体登録申込書」を提出し、団体登録を受けるものとする。
 - (1) 団体登録を受けることができる団体は、次の条件を満たした団体であることとする。
 - ア 和歌山市内で読書活動をしている団体
 - イ 責任の所在が明確な団体
 - ウ 和歌山市民図書館長(以下「館長」という。)が特に必要があると認めた団体
 - (2) 団体登録を受けるには団体登録申込書と団体であることを証明できる書類等の提出をしなければならない。
 - (3) 団体登録の有効期間は、5年間とする。
 - (4) 当館に来館する場合、予め連絡を行うものとする。
 - (5) 登録条件を満たさなくなった場合、団体登録を取り消し、速やかに貸出資料を返却するものとする。 (貸出対象資料)
- 第3条 貸出対象資料は、当館が団体貸出用資料と定めたものとする。

(選書場所)

第4条 選書場所は、当館が定めた選書場所とする。

(貸出期間)

第5条 資料の貸出期間は、1年以内とする。

(貸出冊数)

第6条 貸出冊数は、500冊以内とする。

(貸出方法)

- 第7条 館内で選書する場合は、事前に当該団体と当館で日時について協議し、当館が指定する場所において貸出を行い、貸出冊数・返却日等を記入した用紙とともに当該団体が持ち帰るものとする。
- 2 当館が配本する場合は、事前に当該団体と当館で貸出資料、受渡日時及び場所について協議し、貸出処理をした資料を貸出冊数・返却日等を記入した用紙とともに受け渡すものとする。

(返却方法)

第8条 資料の返却については、当該団体が当館に事前連絡の上、返却するものとする。ただし、前条第2 項の方法により貸出した資料については、次回配本前に協議したうえで、受渡場所で返却することができる。

(延滞資料)

第9条 貸出期間を経過した資料については、当該団体に督促するものとする。

(紛失・破損資料)

第10条 資料を紛失又は破損した時は、原則として、現物弁償とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は館長が別に定めるものとする。

附則

- この要綱は、平成2年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成8年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成10年6月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和元年12月19日から施行する。